

新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 12月20日、チリ保健省は、新型コロナウイルス感染防止のための追加措置を以下のとおり発表しました。

（1）段階的規制緩和計画の変更

●第4段階（再開初期）へ移行（12月22日（水）5時より）

アタカマ州アルト・デル・カルメン市

コキンボ州コキンボ市、ラ・セレナ市、ロス・ビロス市

バルパライソ州バルパライソ市、ビニャ・デル・マル市、エル・キスコ市

オヒギンス州ナビダ市、ピチレム市

マウレ州クリコ市、ラウコ市

ビオビオ州カブレロ市、ラハ市、ネグレテ市

アラウカニア州レナイコ市、コジプジ市、クンコ市

ロス・リオス州ラ・ウニオン市、マフィル市

ロス・ラゴス州ウアラウエ市、ダルカウエ市、チョンチ市

●第3段階（準備期）へ移行（12月22日（水）5時より）

ビオビオ州ムルチェン市、サンタ・バルバラ市

ロス・リオス州リオ・ブエノ市

アイセン州コジャイケ市

（2）陸路国境の再開

●12月22日より以下4か所

ロス・ラゴス州フタレウフ

アイセン州ウエムレス

アイセン州ヘイニメニ

マガリャネス州インテグラシオン・アウストラル

●1月4日より以下6か所

アリカ州・パリナコタ州チャカリユタ

コキンボ州アグア・ネグラ

バルパライソ州ロス・リベルタドーレス

ラ・アラウカニア州ピノ・アチャド

ロス・ラゴス州カルデナル・サモレ

マガリャネス州ドロテア

2 20日、チリ保健省がチリ国内におけるオミクロン株感染が73例ある旨発表したほか、12月20日時点で、チリ国内では1,792,902名（死亡者38,885名）のコロナウイルス感染者が確認されています。義務的自宅待機措置が求められる際は、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

・チリ保健省（チリにおけるコロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

・新型コロナウイルスワクチン接種計画

<https://www.gob.cl/yomevacuno/>

・チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

・当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html